



災害時要配慮者対策

# 地域における 避難支援の手引き

2020年（令和2年）6月修正



明 石 市





# 目次

第1章	要配慮者及び避難行動要支援者	1
1	要配慮者とは？	1
2	具体的にはどのような人たち？	1
3	避難行動要支援者とは？	2
第2章	地域防災ネットワークづくり	3
1	地域防災ネットワークづくりの必要性	3
2	ネットワークづくりの主体は？	3
第3章	地域防災ネットワークで取り組むこと	5
1	要配慮者の把握	5
2	防災マップの作成	6
3	防災訓練の実施	6
第4章	災害発生時の情報伝達	7
1	地震などの大規模災害の場合	7
2	風水害などの予測可能な災害の場合	7
3	市から発令する避難情報の種類	9
4	津波警報・注意報の場合	10
第5章	災害発生時の安否確認と避難誘導	12
1	地震などの大規模災害の場合	12
2	風水害などの予測可能な災害の場合	12
第6章	要配慮者の避難施設	14
1	福祉避難所の役割	14
2	福祉避難所の役割分担	14
3	要配慮者の避難の流れ	15
第7章	要配慮者の特性に応じた支援のポイント	16
1	ひとり暮らし高齢者、高齢者のみの世帯	16
2	寝たきりなどで介護が必要な人、肢体不自由のある人	16
3	内部障害のある人、難病などの病気を抱えている人	18
4	視覚障害のある人	19
5	聴覚障害のある人	20
6	音声・言語障害のある人	21
7	知的障害や発達障害のある人	22
8	精神障害のある人	23
9	認知症のある人	24
10	妊産婦、乳幼児	25
資料編		26

### 1 要配慮者とは？

要配慮者とは、大地震や風水害などの災害が発生したときに、安全な場所に避難することや必要な情報を的確に把握することなど、災害時の一連の行動をとる際に特に配慮を要する人をいいます。災害発生時には、その人の状態に応じた配慮や支援が必要となります。

### 2 具体的にはどのような人たち？

高齢者や障害がある人や、普段の生活では支障がなくても、状況によっては、手助けが必要となる妊産婦、乳幼児などです。

#### <要配慮者>

##### 【高齢者】

寝たきりなどで介護が必要な人  
認知症のある人

##### 【障害者】

肢体不自由のある人  
内部障害のある人  
難病などの病気を抱えている人  
視覚障害のある人  
聴覚障害のある人  
音声・言語障害のある人  
知的障害や発達障害のある人  
精神障害のある人

##### 【状況によって支援が必要】

妊産婦  
乳幼児、児童  
傷病者 ほか

### 3 避難行動要支援者とは？

自宅で生活する要配慮者のうち、災害が発生したときや災害が発生するおそれがある場合に、自ら避難することが困難なため、避難所などに避難するにあたって特に支援が必要となる人のことをいいます。

#### 阪神・淡路大震災に学ぶ

平成7年の阪神・淡路大震災では、約6,400の方が犠牲になりましたが、その約半数は65歳以上の高齢者でした。また、阪神・淡路大震災では、地域住民がお互いに安否確認や救出活動を行ったことにより、死傷者が最小限に食い止められたという例もあり、地域防災力の重要性が再認識されました。

参考：兵庫県／阪神・淡路大震災の死者にかかる調査について

## 1 地域防災ネットワーク（地域の支え合い体制）づくりの必要性

地震などの大規模災害が発生したときは、交通網の寸断や市も被災してしまうことにより、市による救援体制（公助）が整うまでにある程度の時間を要します。よって大規模災害時には、日頃から住民一人ひとりが防災対策（自助）に取り組むことはもちろん、隣近所をはじめとした地域の支え合い体制（共助）が重要になります。

また、風水害などの予測可能な災害の場合も同じく、市が行う災害情報の伝達や避難所の開設、物資の供給などの救援活動が機能するためには、住民一人ひとりの適切な防災行動はもちろんですが、地域の支え合い体制は欠くことはできません。

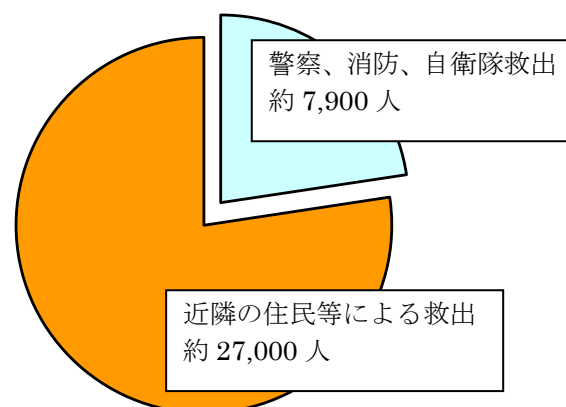
## 2 ネットワークづくりの主体は？

地域防災ネットワークづくりを進めるにあたっては、日頃から顔の見える範囲の組織を軸とした活動が望まれます。自治会・町内会や自主防災組織が主体となって、民生委員・児童委員（以下「民生児童委員」という。）、ボランティアグループなどの福祉関係者や地域の関係団体と連携しながら、災害発生時の避難支援者を確保するなど、要配慮者の避難支援体制づくりに取り組みましょう。

### 阪神・淡路大震災に学ぶ

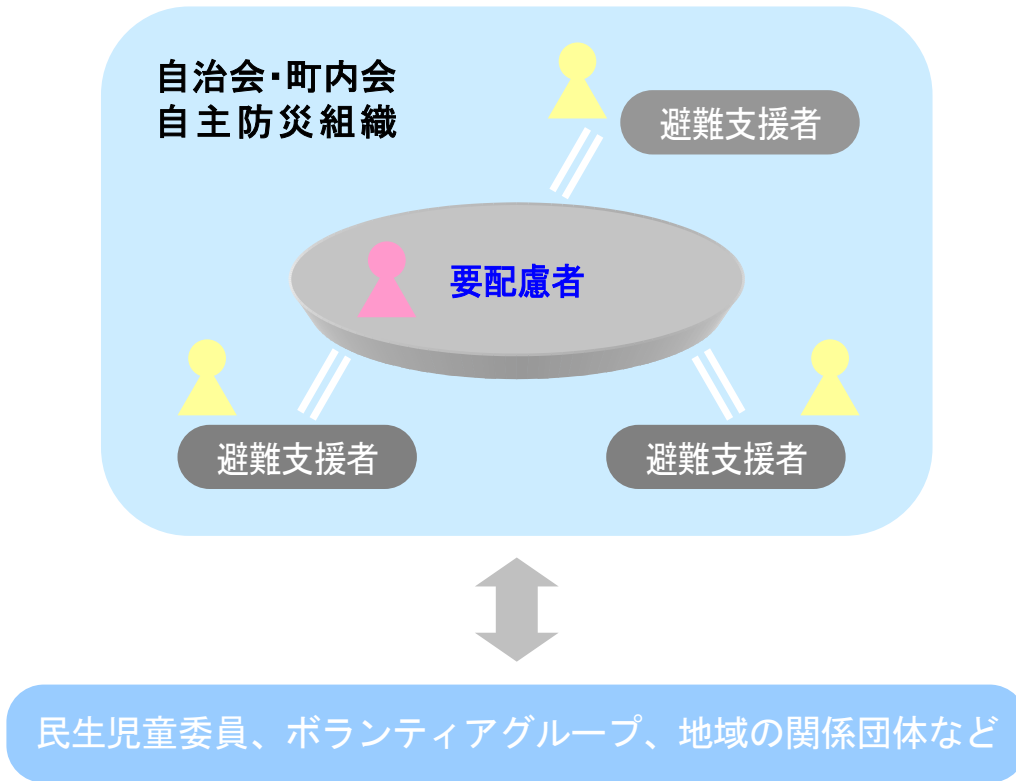
阪神・淡路大震災では、およそ 35,000 人が倒壊した家屋などの下敷きになって自力で脱出できなくなりました。

そのうち、近隣の住民が救出した 27,000 人の約 8 割が生存していましたが、警察、消防、自衛隊に救出された 7,900 人のうち半数以上が救出時点ですでに亡くされていました。



参考：内閣府／阪神・淡路大震災教訓情報資料集

河田恵昭「大規模地震災害による人的被害の予測」『自然災害科学 Vol.16, No.1』(1997), p.8



### 1 要配慮者の把握

要配慮者の支援のためには、平常時から、要配慮者がどこに住み、どのような支援を求めているか、という情報を把握しておくことが必要です。地域防災ネットワークが中心となって、要配慮者の情報を把握しておきましょう。

#### <市の避難行動要支援者名簿>

市では、災害時に自ら避難することが困難な避難行動要支援者について、避難の支援や安否の確認、その他必要な支援を実施するための基礎となる避難行動要支援者名簿を作成しています。

##### 【登録対象者】

ひとり暮らし高齢者、ねたきり高齢者、認知症高齢者、要介護4・5認定者、視覚障害者（児）、聴覚障害者（児）、肢体不自由（移動困難）者（児）、知的障害者（児）、精神障害者（児）、その他（災害時において、支援を必要とすると市長が認める者）

##### 【避難行動要支援者名簿情報の提供】

要配慮者支援の取り組みを行う自治会・町内会や自主防災組織等の地域支援者には、その申請に基づき、平常時から、地域支援者の活動地域に居住する避難行動要支援者名簿情報（ただし、平常時における情報の提供に拒否を申し出た人を除きます。）を提供しています。

（内容：氏名、性別、年齢、住所、電話番号、避難支援等を必要とする事由）



## 2 防災マップの作成

要配慮者をより安全かつ確実に避難誘導するためには、地域の危険個所や安全な避難経路を把握しておくことが不可欠です。防災マップの作成を通じて、地域の情報を集約し整理しておきましょう。

- 防災マップづくりを通じて防災意識の向上が期待できるので、できるだけ多くの住民参加を得ながら作成するようにしましょう。
- 市が作成している市全域のハザードマップには、南海トラフ巨大地震による予想震度や、津波に対して注意が必要な地域、河川の氾濫による浸水想定区域等が掲載されているので参考にしましょう。
- 防災訓練を通じて点検・確認した内容を防災マップに反映させましょう。

### <DIG（災害図上訓練）について>

市総合安全対策室では、地域への出前講座としてDIG（災害図上訓練）を実施しています。防災について知識を深めてもらい、また、防災マップづくりのきっかけにもなりますので活用しましょう。

## 3 防災訓練の実施

災害発生時に要配慮者の適切な避難支援活動ができるよう地域で協力して防災訓練を実施しましょう。

- 地域防災ネットワーク単位で防災訓練を実施し、要配慮者への情報伝達・避難誘導等をシミュレーションしましょう。
- 地域において救援活動に必要なバールやロープ、担架などの自主防災資器材を整備するとともに、使い方を確認しておきましょう。
- 要配慮者本人にもできるだけ参加を促し、避難所までの経路を実際にたどって安全な避難経路を確認しておきましょう。
- 地域防災ネットワーク内部の連絡網について、不在時も想定した複数のルートの設定や報告時のルールなどの点検整備を行いましょ。
- 防災訓練の結果を踏まえ、より適切な避難支援活動ができるよう見直しを図りましょ。
- 災害時には誰もが要配慮者となる可能性があり、そうした時に最も頼りになるのは隣近所の支え合いです。日頃から町内の清掃活動や祭りなどの行事に参加し、隣近所と積極的に交流するなど、いざという時にお互いの支援ができる関係づくりを心がけましょ。

### 1 地震などの大規模災害の場合

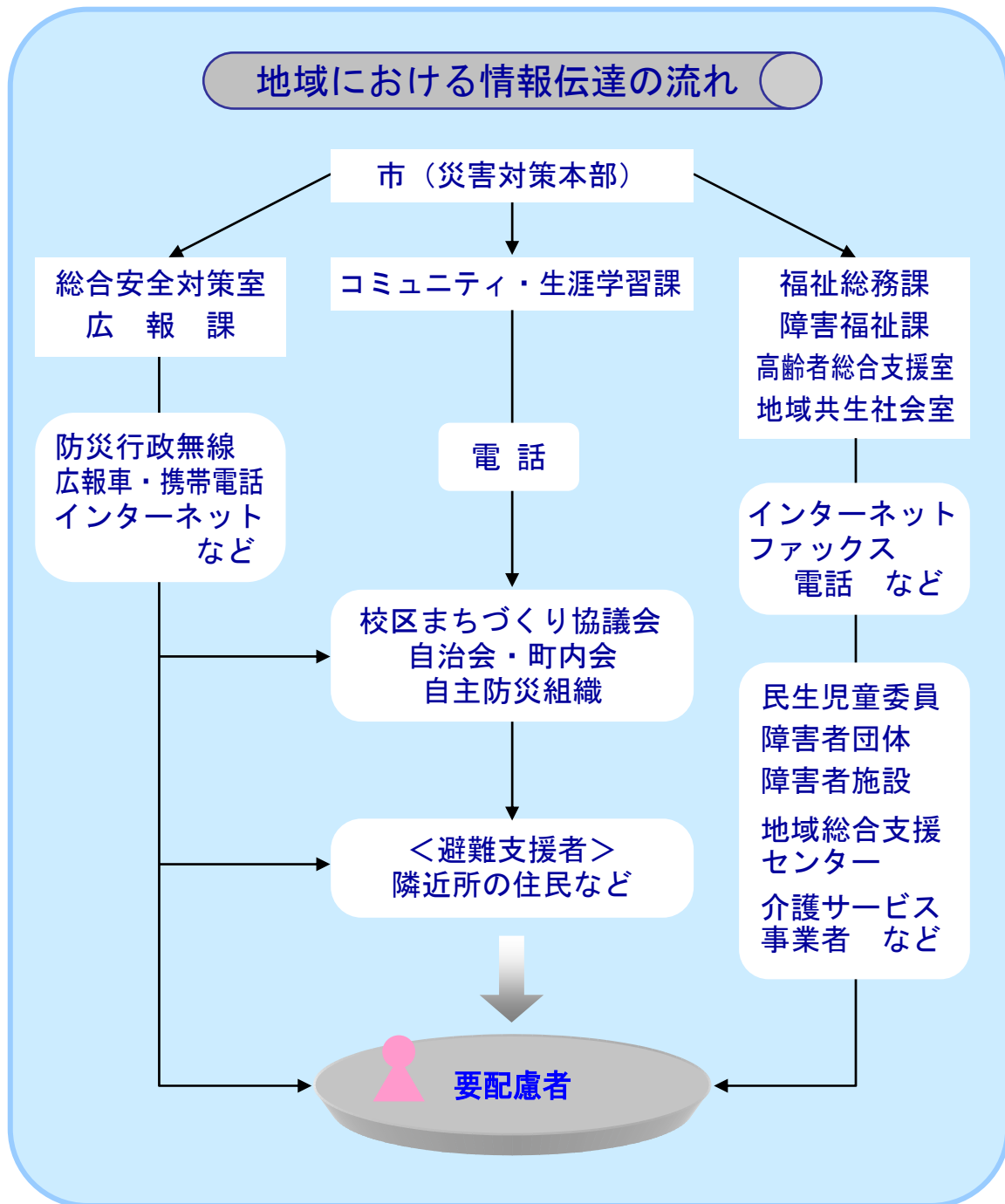
地震などの大規模な災害発生直後には、停電や行政機関の被災などにより、情報が不足し混乱を生ずることが予想されます。市では、使用できる防災行政無線や広報車、携帯電話等の種々の広報手段により、地震や津波に関する情報だけでなく、被災状況、応急対策の実施状況、住民のとるべき措置等について、情報を提供します。

市からの情報が不足する場合は、ラジオや携帯電話などにより情報を収集してください。収集した情報は、地域で共有し、情報を受けた避難支援者は、要配慮者本人や家族に情報を伝達してください。

### 2 風水害などの予測可能な災害の場合

風水害などの予測可能な災害の場合には、防災行政無線や広報車、インターネット、携帯電話、テレビ、ラジオなどを使用して避難情報や避難所の開設情報などを提供します。

併せて、要配慮者の迅速な避難支援のため、次の流れで地域における地域防災ネットワークの関係団体を通じて避難情報を伝達します。



市から連絡を受けた自治会・町内会などの地域の関係団体は、連絡網等により、地域住民に情報を伝達します。

情報を受けた避難支援者は、要配慮者本人や家族に情報を伝達してください。

# 第4章

## 3 市から発令する避難情報の種類

風水害などの災害が発生又は発生するおそれがある場合、市は被災が想定される地域の住民に対して、避難に関する情報を発信します。

避難情報には、次の表に示すように、発令時の状況に応じて、避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告、避難指示（緊急）の3段階の情報が 있습니다。

近年の災害の特徴として、高齢者等の要配慮者に被災が集中したこともあり、要配慮者が避難行動を開始する基準となる情報として「避難準備・高齢者等避難開始」を位置付けています。

避難情報の発令にあたっては、河川の水位や気象情報等を総合的に判断し、決定します。

避難情報の種別と性格

	種別	発令時の状況	住民に求める行動
第1段階	避難準備・高齢者等避難開始	要配慮者等、特に避難行動に時間を要する者が避難行動を開始しなければならない段階	要配慮者等、特に避難行動に時間を要する者が地域の協力者等の支援により、避難所へ避難します。 上記以外の者は、家族等への連絡、非常用持出品の用意等、避難準備を開始します。
第2段階	避難勧告	通常の避難行動ができる者が避難行動を開始しなければならない段階	通常の避難行動ができる者は、避難所へ避難します。
第3段階	避難指示（緊急）	人的被害が発生する危険性が非常に高い又は人的被害が発生した状況	未だ避難していない住民は、直ちに避難行動に移ります。そのいとまがない場合は生命を守る最低限の行動をします。

## 4 津波警報・注意報の場合

南海トラフ巨大地震など津波の発生を伴う場合、気象庁は、地震の位置や規模を推定して沿岸で予想される津波の高さを求め、大津波警報、津波警報又は津波注意報を津波予報区単位で発表します。明石市が含まれる予報区は、「兵庫県瀬戸内海沿岸」です。

### 津波警報・注意報の種類

種類	発表される津波の高さ		とるべき行動
	数値での発表 (発表基準)	巨大地震の 場合の表現	
大津波警報 (特別警報)	10 m超 (高さ10 m超)	巨大	沿岸部や川沿いにいる人は、直ちに高台など安全な場所に避難してください。  逃げ遅れたときは、津波一時避難ビルへ避難してください。
	10 m (高さ5 m超10 m以下)		
	5 m (高さ3 m超5 m以下)		
津波警報	3 m (高さ1 m超3 m以下)	高い	
津波注意報	1 m (高さ10 cm以上1 m以下)	(表記しない)	海の中にいる人は、直ちに海から上がって海岸から離れてください。

津波警報が発表されたとき又は津波注意報が発表され浸水の恐れがあるときに、市は避難勧告・避難指示（緊急）を発令します。避難勧告・避難指示（緊急）が発令された場合は、速やかに高台（東部地区はJR線路、西部地区は山陽電鉄線路より北側）へ避難することが必要です。

### <防災ネットあかし>

市では、携帯電話、スマートフォンから見ることのできるホームページに、災害などの緊急情報を掲載するシステムを運用しています。県から提供される「ひょうご防災ネット」とも連携しており、電子メールアドレスを登録することにより、発信された情報がみなさんにメールで通知されます。

緊急時の情報伝達には、有効な手段となりますので、登録をしておきましょう。登録方法等については、資料編に記載していますので、参照してください。

#### 【お知らせする情報】

- 緊急時の情報  
避難情報、特別警報、気象警報、地震情報、津波情報、河川情報、幹線道路情報、イベント中止情報など
- 平常時の情報  
当直医情報、防犯情報など

### 1 地震などの大規模災害の場合

地震などの大規模災害時は、負傷などにより誰もが要配慮者になる可能性があるため、まずは自分自身や家族の安全を確保してから行動します。次に、隣近所の住人や、地域に住む要配慮者に声をかけ、安否確認を行います。安否確認の後、家屋の倒壊などによって避難を要する場合には、要配慮者と一緒に避難します。家屋の倒壊、地割れや火災などにより想定していた避難所へのルートが遮断されている可能性もありますので、住民同士で情報を提供し合い、安全なルートを確認しながら避難しましょう。

#### ポイント

- 震度5弱以上の地震の場合、市は市立小学校及び中学校を避難所として開設します。
- 地域で避難行動をとる場合には、近くの公園や空き地などに一旦集合し、安否確認を行い、必要に応じて指定避難場所に移動するという方法もあります。
- 事前に危険個所を示した防災マップを作っておくと役に立ちます。
- 地域での救援活動が困難な場合は、消防や市災害対策本部に連絡をしてください。

### 2 風水害などの予測可能な災害の場合

風水害などの予測可能な災害時には、避難情報等に基づいて早めの避難行動が重要です。避難情報等を入手したら、要配慮者やその家族に情報を伝え、一緒に避難します。増水や土砂崩れなどにより想定していた避難所へのルートが使えない可能性もありますので、避難に危険が伴うような状況では、自宅の2階などの高所に避難することも考えられます。

#### ポイント

- 風水害の場合、市は避難情報が発令されている地域の市立小学校及び中学校を避難所として開設します。
- 災害発生初期の緊急の避難場所として、地域の公民館などを一時的に利用するという方法もあります。
- 事前に危険個所を示した防災マップを作っておくと役に立ちます。
- 地域での救援活動が困難な場合は、消防や市災害対策本部に連絡をしてください。

### <避難行動の際の主な点検項目>

- ア 火の始末、ガスの元栓を閉めているか
  - ・二次災害を防止するためには不可欠となります。
- イ 電気のブレーカーを落としているか
  - ・停電が復旧した際に、漏電等により火災が発生することがあります。
- ウ 貴重品や薬、必要な装具などの非常持出品は準備できているか
  - ・リュックサックなどに入れて持ち運びができるようにしておきます。
- エ 家の外に安否確認済みなどの表示をしているか
  - ・防犯に配慮した上、無事であることがわかるようにしておくこと、見回りなどが来た際の安否確認がスムーズになります。
- オ 要配慮者と一緒に避難する場合は、要配慮者の特性に応じた配慮が求められます。  
(第7章参照)



### 1 福祉避難所の役割

市が発令した避難情報による避難者や住家が被害を受けて居住場所を失った方々のため、市の小学校や中学校に避難所を開設することになっています。

福祉避難所は、介護保険施設や医療機関等に入所・入院するには至らないものの、一般の避難所では避難生活が困難な要配慮者を受け入れ、適切な支援を行う役割を担うため、必要に応じて設置されます。

### 2 福祉避難所の役割分担

福祉避難所の対象となる要配慮者の状態に応じて適切に対応するため、地域における身近な福祉避難所（以下「福祉避難室」という。）と、福祉避難室の拠点となる福祉避難所を設置し、役割分担を図ります。

一般の避難所での生活が困難な方は、福祉避難室で受け入れます。要配慮者本人や家族の自助又は地域の共助があっても福祉避難室での生活が困難な場合は、拠点となる福祉避難所、介護保険施設や医療機関などで受け入れることになります。

#### ○福祉避難室

災害時にすぐに避難できる市の小学校や中学校といった身近な避難所に、一般の避難所とは別の部屋に設置又は避難所の一角を仕切ることによって空間を確保するなどして、一般の避難所では避難生活に困難が生じる要配慮者を受け入れます。

#### ○福祉避難所

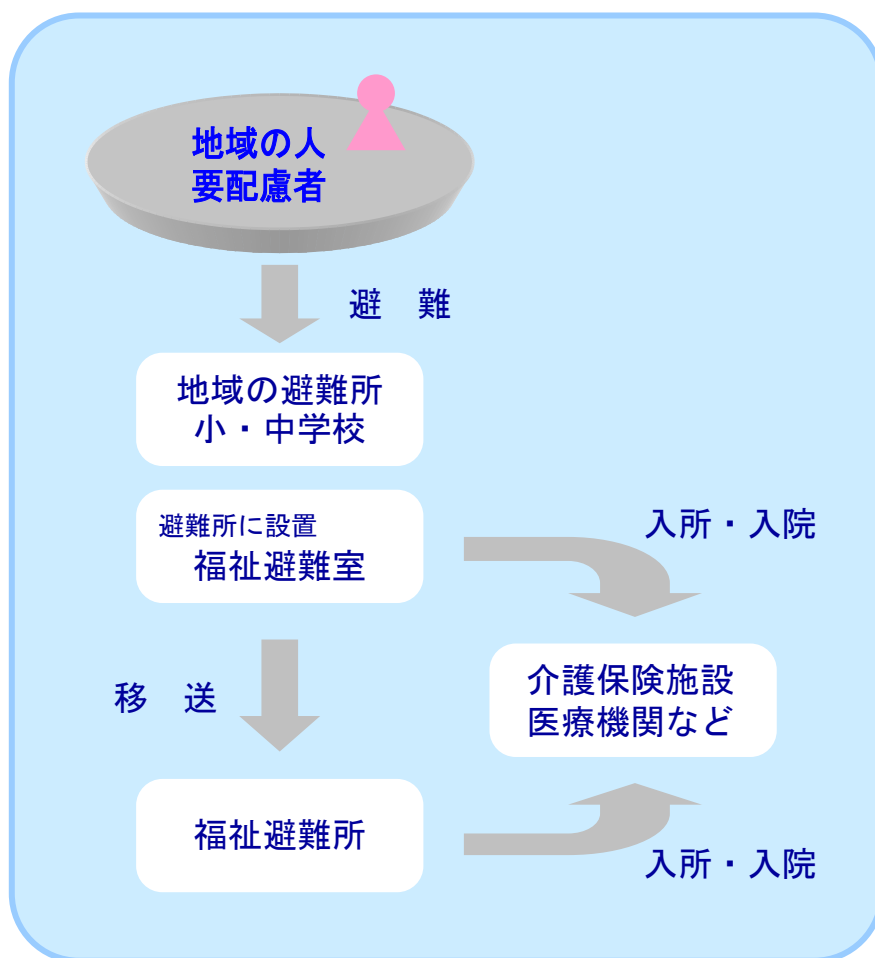
障害の程度の重い者（児）や要介護度の高い者など、専門性の高い対応を必要とする要配慮者で、家族等の支援を受けても地域にある福祉避難室では避難生活が困難な者を受け入れます。

# 第6章

## 3 要配慮者の避難の流れ

地域の人と一緒に避難した要配慮者は、市の小学校や中学校に設置された一般の避難所に避難します。一般の避難所での生活が困難な要配慮者は、避難所に設置される福祉避難室に家族とともに移動します。

福祉避難室でも避難生活が困難な場合は、拠点となる福祉避難所へ家族と移動するか、介護保険施設などへの入所または医療機関への入院となります。



それぞれの要配慮者の特性とその特性に応じた日頃の備えと災害時の支援方法について、次のとおりポイントを掲載しています。

要配慮者本人が自分でできることと家族や地域の協力ができないことについて、日頃から十分話し合っておきましょう。

## 1 ひとり暮らし高齢者、高齢者のみの世帯

- 隣近所との付き合いが少ないため、情報伝達等の適切な支援が受けられない場合があります。
- 本人が自覚している以上に運動機能が衰えている場合があります。

### 日頃の備え

- ① 日頃服用している薬があれば、非常持出品に加え、かかりつけの医療機関名や薬のメモもその中に入れておきましょう。
- ② 避難支援者をはじめ隣近所とのコミュニケーションを密にして、災害時の情報提供等の協力をお願いしておきましょう。
- ③ 自力で避難所まで行けるかどうか実際に歩いて確認しておきましょう。
- ④ 地域においては、隣近所の人や民生児童委員などを通じて、見守りあえる関係を築きましょう。

### 災害時の支援

- ① 状況に応じた判断や行動が可能な高齢者も多いですが、年齢が高くなるにつれて、体力が衰え、行動機能が低下している場合があります。また、避難生活に不安を覚え、避難することに消極的になる場合があるので、支援が必要です。

## 2 寝たきりなどで介護が必要な人、肢体不自由のある人

- 自力で災害に対する行動が制限されるため、食事、排せつ、入浴、衣服の着脱など日常生活動作に介助が必要です。
- 脊髄を損傷された人は、感覚もなくなり、周囲の温度に応じた体温調節が困難です。
- 脳性まひの人には、発語の障害に加え、顔や手足などが自分の思いとは関係なく動いてしまうため、自分の意思を伝えにくい人もいます。

# 第7章

## 日頃の備え

- ① 常備薬、杖や車いすなどの補助具、紙おむつなどの介護用品、障害者手帳の写しなどを準備し、災害時の対応置についてあらかじめ関係者と相談しておきましょう。
- ② 笛や非常ベルなどを準備、携帯しておく、周りの人の助けを呼ぶ際に役立ちます。
- ③ 地域において、移動用の担架を準備しておく、と便利です。

## 災害時の支援

- ① 避難の際は、状況に応じて複数の避難支援者により担架を使用します。担架がない場合は、合わせ棒と毛布などで作った応急担架で移動します。
- ② 車いすの使用にあたっては、上り坂では進行方向に前向き、下り坂では進行方向に後ろ向きになって進みます。階段では、3～4人で運ぶのが安全です。上がる時は車いすを前向きに、降りる時は車いすを後ろ向きにするのが安全で恐怖感を与えません。いずれもブレーキをかけます。
- ③ 介護が必要な高齢者や肢体不自由のある人の身体を動かす時の注意点は以下のとおりです。

- ・ 身体の様子を確認する

寝ている姿勢や元気の度合い、顔色などをチェックし、様子がおかしいようなら、無理に動かさず、かかりつけの医療機関に相談します。特に高齢者の身体は、骨がもろくなっていて骨折することがありますので注意が必要です。

- ・ 声をかけながら動かす

いきなり動かすと緊張で身体に無駄な力が入ります。特に認知症の高齢者は、恐怖にとらわれて思いもよらない行動をとることがあるため、次に何をするか話しかけ、不安を取り除き、協力してもらいながら動かします。

- ・ 腕だけでなく身体を近付けて動かす

腰への負担を軽くするには、腰をそらさず、相手の身体にできるだけ近づき、抱きかかえるようなつもりで動かします。また、麻痺がある場合には、その側に立って身体を支え、強い力で引っ張らないように注意します。

### 3 内部障害のある人、難病などの病気を抱えている人

- 呼吸器機能障害では、酸素ボンベを携帯したり、人工呼吸器を使用している人もいます。
- 腎臓機能障害では、人工透析のため定期的な通院が必要な人もいます。
- 心臓機能障害では、ペースメーカー等を使用している人もいます。
- 膀胱・直腸機能障害では、腹壁に人工排泄のためのストマ用装具を装着している人（オストメイト）もいます。排泄物を処理できる温水シャワーや洗い場等のついたトイレが必要となります。
- 小腸機能障害者では、定期的に栄養輸液等の補給を受けている人もいます。
- 災害時に通院が困難になると、命にかかわることもあります。

#### 日頃の備え

- ① 人工透析やインスリン注射などの時間的な課題も考慮に入れて、日頃からかかりつけの医療機関と連携し、対処方法を検討しておくことが必要です。
- ② 日頃服用している薬や装具などとともに、それらの説明やかかりつけ医療機関の連絡先を控えておきましょう。
- ③ 医療機器等に必要な消耗品（酸素ボンベなど）については、非常時にも入手できるように入手先や入手方法を把握しておくことも必要です。

#### 災害時の支援

- ① 本人や避難支援者からかかりつけの医療機関に連絡し、避難の可否を含めた対処の仕方について指示を受けます。
- ② 内部障害の場合は外見からは分かりにくいいため、避難所では本人の同意のもとに周りの人に周知し理解を求めます。

# 第7章

## 4 視覚障害のある人

- 視力の障害だけにとどまらず視野や色覚などの障害も含まれます。
- 目からの情報が得にくいため、音声や手で触れることなどにより情報を入手します。
- 災害によって危険個所が増え、行動が制限されることから、周りの人の協力が不可欠となります。

### 日頃の備え

- ① 災害に関する情報を入手するためのラジオや携帯電話を身近なところに置いておきましょう。

### 災害時の支援

- ① まず声をかけ、どんな手伝いができるかを尋ねます。
- ② 誘導する際は、誘導する人の肘のあたりを軽くもってもらい、本人の歩くスピードに合わせて歩きます。この時、絶えず目の前の状況や方向などを具体的に伝えながら、安心感を持ってもらいます。
- ③ 階段を誘導する時は、階段の直前でいったん止まり、段の数と上りか下りかを伝えます。その後、誘導する人が一段先に歩き、段が終わったら立ち止まり、段の終わりを伝えます。
- ④ 本人が白杖を持つ場合、誘導する人が反対側（通常は車道側）へ立ち、腕を持ってもらい移動します。
- ⑤ 盲導犬を伴っている人に対しては、方向を説明し、直接盲導犬を引いたり触ったりしないようにして誘導します。
- ⑥ 避難所においては、トイレの位置などの状況をできるだけ正確に案内します。

## 5 聴覚障害のある人

- 外見からは聞こえないことが分かりにくいいため、話しかけても返事をしないなど誤解されることがあります。
- 言語機能障害を伴う人もいます。
- テレビやラジオなど音声からの情報収集や判断が難しく、手話や文字、図などの視覚により情報を入手しますが、緊急事態の理解や適切な行動をとることが困難になることがあり、周りの人の協力が不可欠です。

### 日頃の備え

- ① 災害に関する情報を入手するためのファクシミリ、テレビ、パソコン、携帯電話、補聴器などの情報機器を身近なところに置いておきましょう。
- ② 筆談用のメモ用紙や筆記用具とともに、右のような「緊急会話カード」を準備しておきましょう。
- ③ 防災ネットあかしに登録し、携帯電話、スマートフォンで災害に関する情報を入手しましょう。

#### 緊急会話カード

私は耳が聞こえません  
避難所を教えてください

### 災害時の支援

- ① 筆談（メモ用紙がない場合は空書や手のひらを活用）や手話、身振りなどで情報を提供しましょう。
- ② 口の動きで伝わる場合は、顔をまっすぐに向け、ゆっくりはっきり口を大きく開けて話しかけます。
- ③ 避難所では掲示場など文字による情報提供も併せて行います。また、行政機関等と連携して手話のできる人の確保に努めましょう。
- ④ 支援できる内容を書いた防災ベスト（手話ができる人は「手話」と書く、など）の着用があるとよいでしょう。

# 第7章

## 6 音声・言語障害のある人

- 自分の状況を伝えることが難しいため、災害時に支援を求めることが困難になることがあります。

### 日頃の備え

- ① 筆談用のメモ用紙、筆記用具、左記の「緊急会話カード」、笛やブザーなどを準備し、携帯しておきましょう。
- ② 防災ネットあかしに登録し、携帯電話、スマートフォンで災害に関する情報を入手しましょう。

### 災害時の支援

- ① 本人の言葉を注意深く聞き取るように心がけ、筆談（メモ用紙がない場合は空書や手のひらを活用）により確認します。



## 7 知的障害や発達障害のある人

- 知的障害のある人は、一人では状況を理解し危険を判断することが困難で、環境の変化によって、精神的な動揺が見られる場合があります。
- また、人に尋ねたり自分の意見を言うのが苦手で、ひとつの行動に執着したり同じ質問を繰り返す人もいます。
- 発達障害（自閉症や多動性障害など）のある人も、上記の知的障害と同じような特徴が見られる場合があります。
- また、言葉の理解と表現に発達の遅れがあるなどコミュニケーションを図ることが困難で、特定の物や行動への強いこだわりがあり、環境の変化に対応するのが苦手な場合があります。
- いずれの障害も周囲が特性を理解して適切な支援をすることが求められます。

### 日頃の備え

- ① 日頃服用している薬があれば、非常持出品に加え、かかりつけの医療機関名や薬のメモもその中に入れておきましょう。
- ② 自宅住所や緊急連絡先、かかりつけ医療機関名や薬など記入した「防災カード」を常に携帯しましょう。

### 災害時の支援

- ① 家族などの緊急連絡先が分かる場合は連絡します。
- ② 誘導の際は、恐怖感を与えないよう安心できる言葉を絶えず話しかけ、手を引いてあげましょう。
- ③ 避難所では集団生活になじめず精神的に不安定になる場合もあるため、話し相手になり不安を取り除きましょう。

# 第7章

## 8 精神障害のある人

- 統合失調症、うつ病、躁うつ病、アルコール依存症等のさまざまな精神疾患により、日常生活のしづらさがあります。しかし、適切な治療・服薬と周囲の配慮があれば症状をコントロールできます。
- ストレスに弱く、対人関係やコミュニケーションが苦手で、なかには病気のことを他人に知られたくないと思っている人も多くいます。
- 災害発生時には精神的な動揺が激しくなる場合がありますが、声かけや付添があれば自分で判断し行動することができます。

### 日頃の備え

- ① 日頃服用している薬があれば、非常持出品に加え、かかりつけの医療機関名や薬のメモもその中に入れておきましょう。

### 災害時の支援

- ① 家族などの緊急連絡先がわかる場合は連絡します。
- ② 誘導の際や避難所において、動揺が激しい場合には話し相手となります。

## 9 認知症のある人

- 記憶が抜け落ちたり、幻覚が現れたり、徘徊するなど、自分の状況を伝えたり、自分で判断し行動することが困難なことがあります。
- 人一倍ストレスに弱い特徴があります。
- 周囲のペースで関わると、せっかくの関わりが本人を脅かしてしまいがちです。
- 今、何が起こり、どうしたらいいか、本人は不安に思っており、本人への説明がないと混乱が強まります。
- 飲食や排泄が、声掛けや見守りがないと一人で適切にできなくなる場合があります。
- 不快がつのと、落ち着きのなさや苛立ちが高まり、抑えきれなくなりがちです。

### 日頃の備え

- ① 本人の氏名、住所、連絡先などがわかるメモを本人に渡し、ポケット等に入れておいてもらうようにしましょう。

### 災害時の支援

- ① あわただしい雰囲気や口調は、本人を混乱させますので、急ぎたい時、緊張している時ほど一呼吸入れ、力をぬいて、ゆったりとした言葉で接しましょう。
- ② 一度にたくさんを言わずに、短い文章で、ひとつひとつ伝えましょう。
- ③ 記憶力や判断力の低下している人や会話が困難な人であっても、本人に向き合って、今の状況をわかりやすく説明し、情報を本人と共有しましょう。
- ④ 本人の要望に応えられない場合も、否定しないで、まずは要望を親身に聞き取りましょう。

# 第7章

## 10 妊産婦、乳幼児

- 妊産婦は、心身ともに不安定になりやすいため、周囲の理解と保護が必要な場合があります。
- 乳幼児は、危険を判断する能力がないか又は弱いため、保護者などの周りの人の支援が必要となります。

### 日頃の備え

- ① 妊産婦のいる家庭では、脱脂綿、ガーゼ、さらし、T字帯、洗浄綿及び新生児用品、ティッシュ、ビニール風呂敷、母子健康手帳などを準備しておきましょう。
- ② 乳児のいる家庭では、紙おむつ、洗浄綿、ガーゼ、ほ乳びん、ミルク、離乳食、バスタオル、母子健康手帳などを準備しておきましょう。

### 災害時の支援

- ① 妊産婦の場合は、できるだけ複数の人と避難するようにします。
- ② 乳幼児は、おぶいひもなどで背負い、できるだけ両手を開けておくようにします。
- ③ 避難所においては、出産や育児に対する不安に加え、避難生活によるおおきなストレスが加わることを理解しましょう。また、授乳室を別に準備するなど、プライバシーの確保を図ることも必要です。

(資料1)「防災ネットあかし」の登録について

# 防災ネットあかし

登録はお済ですか？

**災害情報** をメール配信！

### ◆「防災ネットあかし」とは？◆

携帯電話・スマートフォン（パソコンも可）から見ることのできるホームページ上に、災害や事件などの緊急情報を掲載するシステムです。県災害対策センターや県民局から提供される「ひょうご防災ネット」とも連携しており、電子メールアドレスを登録していただくと、情報が更新された際にメールでみなさんに通知されます。

緊急時だけでなく、平常時には市からのお知らせや当直医情報、避難所情報なども発信します。

### 各種情報のサンプル

防災ネットあかしからのお知らせが配信されました。

【タイトル】  
【明石市からのお知らせ】 還付金詐欺と思われる不審電話が続発

【内容】 明石市内で、市職員をかたる還付金詐欺と思われる不審電話が相次いで発生しています。

兵庫県域気象警報情報

00月00日 16時00分

兵庫県の気象警報情報が発表されました。

<警報発令>

※印は新たに発表された警報を示します。

明石市：大雨※ 洪水※

以上の発表がありました。

河川の増水にご注意ください。

### 配信される情報

#### 明石市から

明石市からのお知らせ（防犯情報）や当直医情報、避難所、公的機関、関連リンクなどを掲載します。

#### 県災害対策センターから

地震情報・津波情報・特別警報  
・気象警報・土砂災害警戒情報  
・河川洪水予報・竜巻注意情報など

### かんたん登録の方法

akashi@bosai.net 宛てに空メールを送信してください。まもなく返信メールが届きます。「利用規約に同意して登録する」を選択してください。

こちらのQRコードからも読み取りができます



※防災ネットあかしへの加入費用はかかりませんが、ただし、インターネットとメールを利用しますので、携帯電話の場合は通信料がかかります。  
詳しい登録方法は裏面をご覧ください

お問い合わせ

〒673-8686 明石市中崎1丁目5番1号 明石市役所 総合安全対策局  
電話 078-918-5069 FAX 078-918-5140 <http://www.city.akashi.lg.jp/>

防災ネットあかし 検索

## 防災ネットあかし かんたん登録方法

最初に

[akashi@bosai.net](mailto:akashi@bosai.net)宛てに空メールを送信してください。  
または右記QRコードを読み取り、空メールを送信してください。



次に

空メールを送ると、まもなく返信メールが届きます。(※1)  
メール本文内にある「利用規約(必読)」を必ず読んでいただき、  
同意されましたら「利用規約に同意して登録する」を選択してください。

**空メール**

From: \*\*\*@\*\*\*\*.\*\*\*  
To: akashi@bosai.net  
件名

【件名】と【本文】欄は空欄のまま、  
[akashi@bosai.net](mailto:akashi@bosai.net)  
にメール送信をすると...

1

**(※1)空メールを送ったのに返信メールが届かない!**

以下の原因が考えられます!

- ※PCからのメールを拒否していませんか?
- ※URL付きのメールを拒否していませんか?
- ※メールの指定受信をされていませんか?

設定の変更については別紙をご参照していただくか、  
各携帯電話会社へお問い合わせください。

**返信メール**

From: info@bosai.net  
To: \*\*\*@\*\*\*\*.\*\*\*  
件名: 【仮登録】情報メール受信

このようなメールが届きます!

下記URLよりかんたん登録の手続きをお願いします。  
※このURLの有効期限は7日間です。7日以内に手続きを完了してください。

※情報メールの受信をご利用される前に必ず利用規約をお読み下さい。

**利用規約(必読)**  
[http://bosai.net/\\*\\*\\*\\*](http://bosai.net/****)

**■利用規約に同意して登録する**  
[http://bosai.net/\\*\\*\\*\\*](http://bosai.net/****)

まず、利用規約を必ず読んでいただいでから...

同意されましたら、こちらのURLを選択し、登録完了画面にお進みください!

3

4

**登録完了画面**

防災ネットあかし

完了!

◆登録内容の確認◆  
以下のとおり登録されました。

◆緊急情報メール◆  
・防災ネットあかし

◆お知らせメール◆  
・防災ネットあかし

◆気象情報メール◆  
◆地震情報◆  
・兵庫県全域

◆津波注意報・警報◆  
・兵庫県瀬戸内海沿岸

◆気象警報・土砂災害警戒情報◆  
・明石市

◆河川洪水予報◆  
(受信しない)

◆竜巻注意情報◆  
・兵庫県全域

変更・解除する

この画面が表示されれば登録は完了です!

5

防災ネットあかしからの防災情報や、気象情報をぜひご利用ください!

## (資料2) 緊急情報のメール配信について

避難勧告などの緊急情報は、防災行政無線や携帯電話・スマートフォン、広報車による広報など様々な方法でお伝えいたしますが、より多くの方にお伝えするため、市では携帯会社が運用する緊急速報メールサービスを利用して、市内の携帯電話へ緊急情報を一斉にメールでお知らせします。

### 1 対応する携帯会社及びサービス

▽ NTT DOCOMO	『エリアメール』	(平成23年9月1日から)
▽ au	『緊急速報メール』	(平成24年3月1日から)
▽ ソフトバンクモバイル	『緊急速報メール』	(平成24年3月1日から)

### 2 緊急速報メールサービスの内容

市が、避難勧告などの緊急情報を、市内のNTTドコモ、au、ソフトバンクの携帯電話へ一斉にメール配信するものです。また、このサービスでは、緊急地震速報を受信することもできます。

### 3 配信する情報

避難勧告、避難指示(緊急)などの緊急かつ重要な情報を配信します。

- ※ 大雨警報などの気象警報は、緊急速報サービスでは配信されません。  
気象警報は「防災ネットあかし」により配信していますので、あらかじめご登録をお願いします。

### 4 緊急速報メールサービスの特徴

- 受信するための事前登録は不要です。
  - ※ 受信するためには、事前に携帯電話端末の設定が必要な場合があります。  
また、全ての機種が、「エリアメール」「緊急速報メール」に対応しているわけではありません。  
詳しくは各携帯電話会社のホームページやお近くのショップでご確認ください。
- 月額使用料や受信料は無料です。
- 受信すると専用の着信音流れ、バイブレーションでもお知らせします。
- 明石市全域へメール配信するため、仕事や観光等で市内にいる人も受信が可能です。  
(明石市外にいる人の携帯電話へはメール配信されません。)

### (資料3) 地上デジタル放送から文字情報を入手する方法について

明石市域では、平成23年7月から地上デジタル放送に移行しましたが、デジタルテレビのリモコンの「dボタン」を押すことによって、様々な文字情報を入手することが可能になりました。

#### 入手できる情報

- ▽ 明石市の天気予報
- ▽ 気象警報の発表情報
- ▽ 避難勧告や避難指示（緊急）などの発令状況
- ▽ 避難所の開設状況
- ▽ 主な河川の水位状況

など

※データ放送の内容は、ご覧の放送局によって異なります。

(リモコンのdボタン)

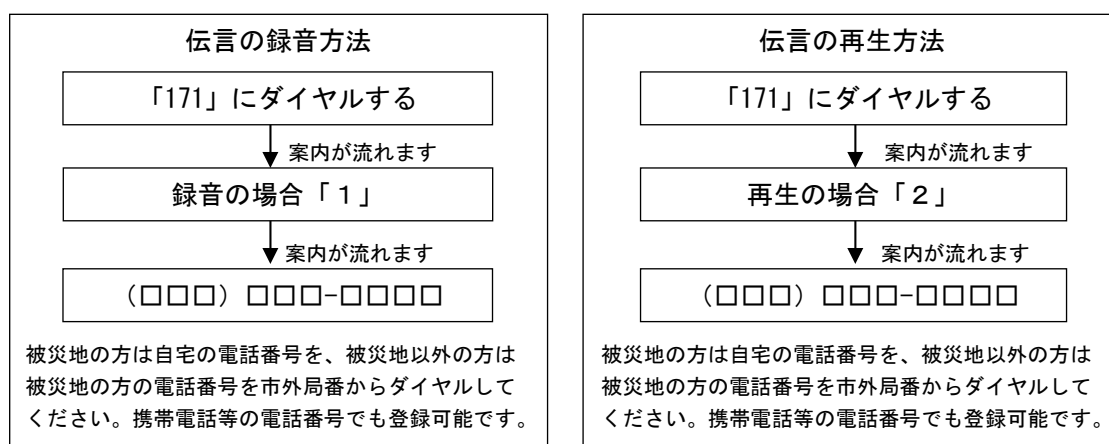




## (資料4) 災害時の連絡手段について

地震などの大規模災害が発生した場合、安否確認や問合せなどの電話が急増し、電話がつながりにくい状況が数日間続きます。このような状況での連絡手段として次のようなサービスが提供されています。

### ○災害用伝言ダイヤルの利用方法



### ○災害用伝言板（web171）の利用方法

パソコンやスマートフォン等から固定電話番号や携帯電話・PHS 番号を入力して安否情報（伝言）の登録、確認を行うことができます。

#### 操作手順

1. URL: <https://www.web171.jp/>へアクセスする。
2. 連絡をとりたい方の固定電話番号や携帯電話番号を入力する。
3. 伝言を登録・確認することができる。（事前に設定することで閲覧者を限定することもできる。）

### ○携帯電話災害用伝言板の利用方法

携帯電話のトップ画面で「災害用伝言板」を選択し、安否情報の登録画面から、状態の選択、メッセージの書込みを行い登録完了する。メール送信する場合は、送信先を選択し送信する。

携帯電話各社のトップ画面	
NTT docomo	iMenu
au (KDDI)	auポータル
ソフトバンク	Yahoo! ケイタイ
ワイモバイル	Y!mobile

○スマートフォン災害伝言板（災害用音声お届けサービス）の利用方法

以下のアプリケーションを各社のアプリマーケットや Google Play、App Store からダウンロードして下さい。

NTT docomo : 「災害用キット」      au (KDDI) : 「au 災害対策」

ソフトバンク : 「災害用伝言板」      ワイモバイル : 「災害用伝言板」

**操作手順**（詳細は、各社の取扱い説明書を参照）

1. 災害用伝言板からメッセージ送信を選択する。
2. 電話番号を入力し決定する。
3. 録音ボタンを選択しメッセージを録音、録音後完了を選択する。
4. 録音メッセージ送信する。

上記サービスを体験できる期間が設定されていますので、利用してください。

- \* 毎月1日、15日
- \* 防災週間（9月1日前後）
- \* 防災とボランティア週間（1月17日前後）
- \* 正月三が日

災害用伝言ダイヤルや災害用伝言板の詳細は、下記のホームページを確認してください。

●NTT 災害用伝言ダイヤル（171）（電話サービス）・ 災害用伝言板（web171）

<http://www.ntt-west.co.jp/corporate/disa.html>

●携帯電話・スマートフォン災害用伝言板

▽ NTT DOCOMO

[http://www.nttdocomo.co.jp/info/disaster/disaster\\_board/index.html](http://www.nttdocomo.co.jp/info/disaster/disaster_board/index.html)

▽ au

<http://www.au.com/mobile/anti-disaster/saigai-dengon/>

▽ ソフトバンクモバイル

<http://www.softbank.jp/mobile/service/dengon/>

## (資料5) 避難施設（「福祉避難室」設置）一覧表

市立中学校等（13か所 コミュニティ・センターを含む）

名 称	所 在 地	電 話 番 号
朝霧中学校	大蔵谷奥4-1	918-5845 913-0633(コミセン)
大蔵中学校	西朝霧丘4-7	918-5850 912-3620(コミセン)
錦城中学校	上ノ丸3丁目1-11	918-5835 918-1612(コミセン)
衣川中学校	南王子町7-1	918-5855 922-4700(コミセン)
望海中学校	西明石南町1丁目1-33	918-5865 923-1439(コミセン)
野々池中学校	沢野1丁目3-1	918-5860 929-0355(コミセン)
大久保中学校※ (大久保コミセン)	大久保町大久保町200 (大久保町大久保町244-3)	918-5870 936-0879(コミセン)
大久保北中学校	大久保町大窪2030	918-5875 935-3588(コミセン)
高丘中学校	大久保町高丘5丁目14	918-5880 935-0909(コミセン)
江井島中学校	大久保町西島680-5	918-5885 947-0073(コミセン)
魚住東中学校	魚住町金ヶ崎1687-14	918-5895 947-0199(コミセン)
魚住中学校	魚住町清水364	918-5890 943-0303(コミセン)
二見中学校	二見町西二見594	918-5930 942-8000(コミセン)

※ 大久保中学校の福祉避難室は、中学校敷地外（隣接）の大久保コミュニティ・センターに設置されます。

## 市立小学校（28か所）

名 称	所 在 地	電 話 番 号
松が丘小学校	松が丘3丁目1-1	918-5435
朝霧小学校	朝霧東町1丁目1-40	918-5445
人丸小学校	東人丸町26-29	918-5450
明石小学校	山下町12-21	918-5430
中崎小学校	中崎1丁目4-1	918-5455
大観小学校	大明石町2丁目8-30	918-5460
王子小学校	王子1丁目1-1	918-5465
貴崎小学校	貴崎5丁目5-52	918-5685
林小学校	林崎町1丁目8-10	918-5470
和坂小学校	和坂2丁目12-1	918-5480
花園小学校	西明石南町1丁目1-10	918-5680
鳥羽小学校	西明石北町2丁目2-1	918-5475
沢池小学校	明南町3丁目3-1	918-5485
藤江小学校	藤江235	918-5490
大久保小学校	大久保町大久保町430	918-5690
大久保南小学校	大久保町ゆりのき通3丁目1	918-5695
山手小学校	大久保町大窪1600	918-5745
高丘東小学校	大久保町高丘3丁目2	918-5730
高丘西小学校	大久保町高丘7丁目23	918-5735
谷八木小学校	大久保町谷八木878	918-5750
江井島小学校	大久保町西島252	918-5755
錦が丘小学校	魚住町錦が丘1丁目17-5	918-5770
魚住小学校	魚住町清水570	918-5760
清水小学校	魚住町清水1752-2	918-5765
錦浦小学校	魚住町西岡1349	918-5775
二見北小学校	二見町福里274	918-5825
二見小学校	二見町東二見454	918-5820
二見西小学校	二見町西二見383-34	918-5830

福祉避難所（10 か所）

名 称	所 在 地	電 話 番 号
総合福祉センター	貴崎 1 丁目 5 - 1 3	918-5660
ふれあいプラザあかし西	二見町東二見 1 8 3 6 - 1	945-0294
ウェルフェア・グランデ明石	北王子町 1 3 - 4 1	929-2630
博由園	大久保町大窪 2 5 7 3 - 1 6	936-7335
大地の家	大久保町大窪 2 7 5 2 - 1	934-1212
木の根学園	大久保町大窪 2 7 5 2	918-5572
サポートセンター翔	魚住町長坂寺 7 4 0	946-0544
ふくやま病院	硯町 2 丁目 5 - 5 5	927-1514
西江井島病院	大久保町西島 6 5 3	947-5311
神戸視力障害センター	神戸市西区曙町 1 0 7 0	923-4670

福祉避難所は、原則として市民が直接避難する場所ではなく、小中学校に併設された福祉避難室に避難された人のうち、一定の支援が必要と市が判断した人を移送して受け入れる 2 次的避難場所となります。避難の流れについては、15 ページをご参照ください。

## (資料6) 市役所担当課一覧

課名	電話番号 FAX 番号	お問い合わせの内容
総合安全対策室	918-5069 918-5140	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 防災行政全般について</li> <li>・ 出前講座（防災訓練、災害マップづくりやDIG（図上訓練）など）について</li> <li>・ ハザードマップについて</li> </ul>
コミュニティ・生涯学習課	918-5004 918-5131	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ コミュニティ施策の推進について</li> <li>・ 自治会、町内会について</li> <li>・ 自主防災組織の支援について</li> </ul>
地域共生社会室	918-5168 918-5051	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 地域福祉の推進について</li> <li>・ 民生委員・児童委員について</li> </ul>
福祉総務課	918-5025 918-5106	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 要配慮者支援について</li> <li>・ 避難行動要支援者名簿の提供について</li> </ul>
障害福祉課	918-1344 918-5133	
高齢者総合支援室	918-5288 918-5106	
消防局 予防課	918-5948 918-5983	
		<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 自主防災組織の育成（訓練）指導について</li> </ul>

災害発生時の連絡は災害対策本部へ

電話番号 918 - 5290

電話番号 912 - 1111（代表）